

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年1月16日、資格喪失日に係る記録を同年3月12日とし、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月16日から同年3月12日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。友人と社会保険完備と書いてあった新聞広告を見てA社に入社し、2か月程度、分譲地の販売業務に従事していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する在籍者名簿及び当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、B社では、「申立期間当時、当社では試用期間は設けておらず、採用したすべての従業員を入社時から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたはずである。」としている。

さらに、A社の在籍者名簿により、申立人と同じく昭和49年1月16日に入社したことが確認できる従業員9人の年金記録を確認したところ、申立人及び在籍期間が8日間と極めて短期間の者1人の2人を除く7人は同社で入社日から被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社における申立期間当時の被保険者資格取得者159人に係る資格取得届出時期をみると、資格取得日の1か月以上後に届け出られている被保険者が2割弱の27人みられるなど同社における届出事

務に滞留がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人がA社に入社した昭和49年1月16日に被保険者資格を取得した男性従業員の標準報酬月額から判断すると、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月及び同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年ごろから8年ごろまで
申立期間について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和63年10月1日から平成2年12月31日までの間及び3年2月5日から4年12月31日までの間について、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から認められる。

しかし、A社では、「申立期間当時、申立人は欠勤が多く、一時まったく出勤しなくなったため退職扱い（雇用保険の打ち切り等）としていたが、その後復職したのを記憶している。申立人は、健康保険はB国民健康保険組合第2種組合員（日雇）であって、厚生年金保険には加入していなかったはずであり、保険料の控除もしていない。」旨供述している。

また、B国民健康保険組合C事務所に確認したところ、「申立期間当時の第2種被保険者の記録は当組合に保存されていない。また、厚生年金保険に関しては、第1種（常勤）被保険者のみが政府管掌健康保険の適用除外承認に基づき当組合へ加入しつつ厚生年金保険に加入していたが、第2種（日雇）被保険者に関しては厚生年金保険に加入することはできない。」としている。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。